

「新常用漢字表(仮称)」に関する試案」の概要

今期の国語分科会では、平成17年3月の文部科学大臣の諮問「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」を引き続き審議し、「新常用漢字表(仮称)」に関する試案を作成した。今後、漢字表の名称等については更に検討していく。以下は、試案の概要である。

I 情報化社会の進展と漢字政策の在り方

(1) 国語施策としての漢字表の必要性

情報機器による漢字使用が一般化し、社会生活で目にする漢字の量が増えている現在、円滑なコミュニケーションを図るために漢字表が必要である。

(2) JIS漢字と、国語施策としての漢字表

情報機器に搭載されているJIS漢字については「国語施策としての漢字表」に基づいて、多数の漢字を適切に選択しつつ、使いこなしていくという考え方方が重要である。

(3) 漢字を手書きすることの重要性

漢字を手書きすることは、漢字の習得とその運用能力の形成に不可欠である。また、日本の文化としても極めて重要であり、手書きの価値を改めて認識する必要がある。

(4) 名付けに用いる漢字、固有名詞に用いる字体についての考え方

名付けに際しては、名前の持つ社会的な側面に十分配慮して、適切に漢字を使用していくという考え方方が大切である。また、同様な観点から、個人固有の字体に固執して、他人にまでその字体を過度に要求することは好ましいことではない。

II 「新常用漢字表(仮称)」の性格

○ 基本的な性格

- ①法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- ②科学、技術、芸術その他の各種専門分野や、個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- ③固有名詞を対象とするものではない。ただし、固有名詞の中でも特に公共性の高い都道府県名に用いる漢字及びそれに準ずる漢字は例外として扱う。
- ④過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- ⑤運用に当たっては、個々の事情に応じて、適切な考慮を加える余地のあるものである。

III 「新常用漢字表(仮称)」における字種、音訓、字体の選定等

(1) 字種及び音訓の選定

各種の「漢字出現頻度数調査」によって、一般社会でよく使われている3,500字程度の漢字集合をまず特定した。その上で、「常用漢字表」制定時の選定基準、『出現文字列頻度数調査』の結果等に照らしつつ、1字1字を総合的に検討し、最終的に191字種とその音訓を選定した。また、現行常用漢字の音訓を再検討し、追加及び削除を行った。

(2) 追加字種の字体について

本表の漢字欄には追加字種における「印刷文字の字体」を示した。現行の常用漢字表制定時の追加字種については、表内の字体に合わせ、一部の字体を簡略化したが、今回は追加字種の標準の字体が既に社会的に極めて安定しつつある状況を重視し、本表の漢字欄には、「表外漢字字体表」に示された「印刷標準字体」を通用字体として掲げた。ただし、「簡易慣用字体」を併せ持つ3字については、その字体(曾・瘦・麺)を掲げ、人名用漢字については、「瘦」を除き、その字体を掲げることとした。

なお、「しんにゅう」「しょくへん」の追加字種(遜、餌など5字)については、現行の常用漢字表で示す「通用字体」に合わせた字体(遜、餌など)を「許容字体」とした。また、印刷文字字形と手書き字形との関係については、具体例を挙げ、解説を加えた。

(3) 漢字政策の定期的な見直し

現代のような変化の激しい時代にあっては、言葉に関する施策、特に書記環境の変化と密接にかかわる国語施策は、実態調査に基づいて定期的な見直しを行う必要がある。

(4) 学校教育における漢字指導との関係

基本的に、常用漢字表の考え方を継承し、別途の教育上の適切な措置にゆだねる。